

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長溝 2923 の2・字衣平 3941 の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第603号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年8月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福原字境鶴 1052 番 2
330.58 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字福原 1051 番地
安尾 幸春

登 載 依 頼**熊本県社会教育委員会議公告第1号**

熊本県社会教育委員会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年8月8日

熊本県社会教育委員会議

- 1 開催日時
平成17年8月19日（金）
午前10時00分から午後0時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28 番 51 号
熊本テルサ 2F ひばり
- 3 議題
① 地方分権時代における社会教育団体、施設の活性化について
② 地域・家庭教育力の活性化について
- 4 傍聴手続
 - 1 傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合すること。
 - 2 受付時間は、開会の1時間前から10分前までとする。
 - 3 傍聴を希望される方の総数は、定員になり次第終了する。
 - 4 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができる。
- 5 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁社会教育課生涯学習係
（電話 096-383-1111 内線 6695）